

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

金融リテラシー・マップって何？ 年齢層別に金融知識を身につけよう

日本銀行は6月、同行内の「金融経済教育推進会議」でまとめられた「金融リテラシー・マップ」を公表した。金融リテラシーとは、生活上で不可欠なお金の知恵・判断力のこと。

このマップは、「最低限身に付けるべき金融リテラシーの項目別・年齢層別スタンダード」と広報されている。標準的な金融知識を「生活スキルとして最低限身に付けよう」と、そのために体系的かつ具体的に網羅したものを指針の意味も込め命名したのだろう。

「金融リテラシー」の内容は、①「家計管理」②「生活設計」③「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」④「外部の知見の適切活用」の4分野に分かれている。

マップ作製の目的は、自治体、業界団体、各金融機関、NPO団体など、さまざまな現場の実際に金融教育を担う専門家に広く利用してもらうこと。この結果、身に付けるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融教育を推進することが可能になる、とみられる。現在、日本証券業協会主催「全国リテラシー習得講座」が各地で開かれている。副題が「NISA対応特別編」とあり、早速、金融リテラシーが試されている。共催—金融庁・全国銀行協会、後援—金融広報中央委員会・投資信託協会・生命保険協会・日本損害保険協会・日本ファイナンシャル・プランナーズ協会など、代表的金融機関が後押ししている。

税務会計

経産省の消費税転嫁対策での指導 5月末までで拒否事業者1232件に

経済産業省では、平成26年4月の消費税率引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会とも連携して、(1)監視・取締り対応の強化策、(2)広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っているが、このほど、5月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめ、公表した。

これによると、買手側の転嫁拒否行為に対しては、転嫁対策調査官(転嫁Gメン)による監視・取締りを行っており、2013年10月から5月末までの累計(公取委と中小企業庁の合算)で、2148件の調査に着手し、違反行為が明らかになった事業者に対する指導を1232件、大規模小売事業者に対する勧告・公表を1件実施したことが明らかになった。指導のうち、47件は大手スーパーなどの大規模小売事業者に対するものだった。

勧告・指導件数1233件を業種別にみると、「製造業」が494件と全体の40%を占めて最も多く、次いで「卸売業・小売業」が246件、「運輸業・郵便業」が1476件のほか、サービス業など「その他」が346件となっている。

これらの内訳(行為類型別)をみると、「買いたたき」が962件と約77%を占めて最も多く、次いで「本体価格での交渉の拒否」が235件、「役務利用・利益提供の要請」が51件、「減額」が4件となっている。

今週のキーワード

金融リテラシー

金融庁では、2012年11月に有識者・関係省庁・関係団体をメンバーとする「金融経済教育研究会」を設置して金融経済教育のあり方について検討を始めた。13年4月に研究会報告書を公表、その中に金融リテラシーが示された。現代社会では金融との関わりは必須で「生活スキル」として金融リテラシーを身に付ける必要がある。国民一人ひとりの金融リテラシーが向上すれば、健全で質の高い金融商品の提供の促進や、家計金融資産の有効活用にもつながり、公正で持続可能な社会の実現に役立ち得ると考える(消費者教育推進法)。